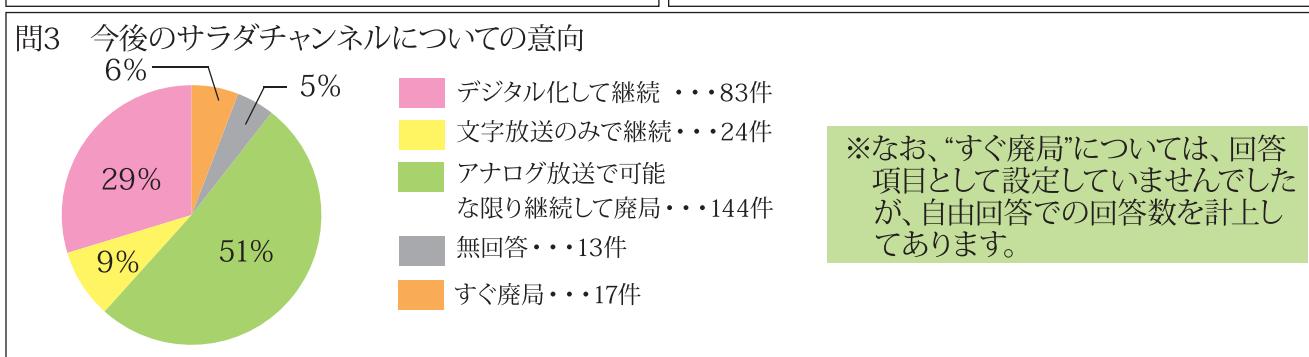
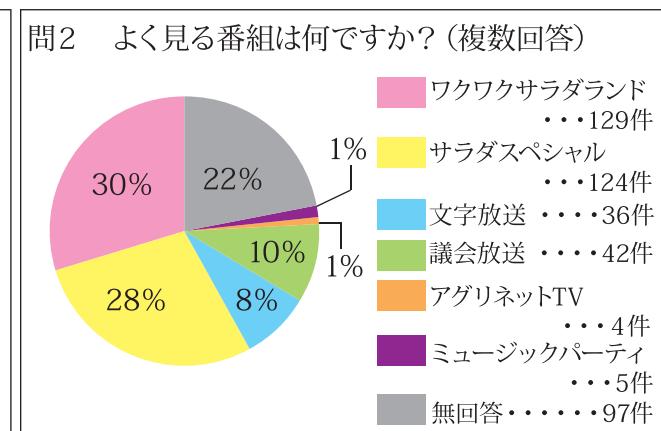
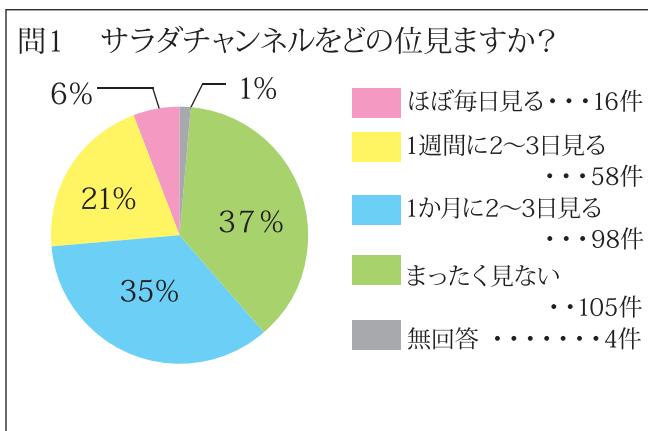


サラダチャンネル住民アンケートの結果報告

サラダチャンネル住民アンケートの集計結果を、お知らせします。
アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

アンケート用紙は2,356枚配布し、回収数は281枚、回収率は11.9%でした。
各質問項目に対する回答の集計結果は以下のとおりです。



今後のサラダチャンネルの方向性について、原村有線放送運営審議会及び原村有線テレビジョン番組審議会に諮問し、上記のアンケートの結果や、デジタル化に掛る経費など総合的に審議され、4月15日に答申を頂きました。

答申の内容

会議での説明や報告に基づいて総合的に審議した結果、今回の諮問に対しては、「平成24年度末（平成25年3月31日）を目途に、現在の機器が使用可能な限り、アナログ放送で現状の映像と文字放送を継続し、それ以後は、（平成25年4月1日から）文字放送（デジタル化）だけでもあれば良いが、再度検討する。」という結論になった。

なお、映像放送終了後は、原村ホームページによる映像配信が、機器導入等の費用に100～150万円程度かけて充実できるのであれば、実施の方向で検討されることを望む。

また、現在のサラダチャンネルにかかる施設維持負担金は、CATV多チャンネル対応テレビが普及し、専用のコンバータがなくても視聴できることや、デジタル放送を実施したとしても専用チューナーは必要なく、徴収する理由があるのか疑問である。実情に合うよう検討されることを望む。

今後は、4月15日に提出された答申に沿って対応していきます。

アンケート結果及び答申の内容に関する、みなさんのご意見・ご要望をお寄せください。

村づくり戦略推進室 広報係 電話 79-2205（直通）
FAX 79-5504

がんばろう日本！信州元気宣言

～信州を元気に！元気な信州が被災地を応援します～

一人ひとりの元気な活動で被災地を応援しよう！

一人ひとりの元気な活動が、長野県を元気にし、そして日本を元気にすることにつながります。
できることから始めましょう。

■県として次のこと取り組みます

- 長野県の観光地は、安全であることをPRします。
- 関係機関に自粛をしないよう、協力を求めます。
- 政府に対しても、地域産業の活性化策を要請します。
- 職員も率先して、被災地の商品を購入したり、県内旅行を行います。
- 学習旅行が中止されないよう、各県に出向いて正しい情報を伝えます。
- 夏場に向けて、長期休暇を利用した滞在型観光のキャンペーンを実施します。

■企業・団体の皆さんへのお願い

- 例年の各種行事やイベントを予定通り実施してください。
- 宿泊施設の皆さんには、宿泊支援金プランを造成してください。
- 農産物の直売所やスーパーの皆さんには、「栄村産」や「東北産」の農産物の販売を積極的に検討してください。
- 売上げの一部を支援金に充てる寄付金付商品等を企画してください。

■県民の皆さんへのお願い

- 旅行、レジャーを自粛することなく、積極的に楽しみましょう。
- 支援金付商品の購入や、サービスの利用を積極的に行いましょう。
- 県外の人には、長野県の正しい情報を伝えましょう。
- 県外からのお客様を温かくもてなしましょう。

長野県中小企業融資制度

長野県では、東日本大震災等の影響により、事業活動に支障を来している中小企業の皆さんを支援するため、中小企業融資制度を用意しています。

例えばこのような方に

- 宿泊業を営んでいるが、予約客の8割がキャンセルになってしまった。
- 製造業を営んでいるが、部品が入手できず、操業を停止せざるを得ない。
- 東日本大震災後の全国的な景気低迷の影響を受けて事業経営が苦しい。

まずは、最寄りの金融機関、商工会・商工会議所等にご相談ください。

中小企業震災相談窓口（電話026-235-7200）でも、相談を受け付けています。

その他、中小企業支援に関する情報は、長野県ホームページをご覧ください。

（長野県HP⇒地震に関する情報⇒中小企業支援情報）

長野県ホームページアドレス

<http://www.pref.nagano.lg.jp/syoukou/business/saigai/saigaisien.htm>

雇用調整助成金

東日本大震災の影響（※1、2）により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するため休業等を実施した場合、休業手当等の負担相当額の2/3（中小企業の場合は4/5）が助成されます（※3）。

- ※1 交通手段の途絶により従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がない場合や、事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能な場合などに助成対象となります。

- ※2 事業所の倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるもの、避難勧告や退避指示など法令上の制限を理由とするものは助成対象となりません。

このような事情による休業中の賃金が、支払われていない場合は、雇用保険の特別措置が適用され、労働者が実際に離職していくとも失業手当が支給されます。

- ※3 1人1日あたり7,505円が上限です。

詳しくは、長野労働局、または最寄りのハローワークにご相談ください。

長野労働局ホームページアドレス

<http://www.nagano-roudoukyoku.go.jp/>



●表紙写真／村づくり生涯学習のひとつ「村民の森づくり専門部会」による、森の観察会が5月15日に行われました。眩しい木漏れ日の中、高い木の上にある鳥の巣を観察したり、地面に残る動物の足跡や植物を観察し、参加者は森に親しんでいました。

CONTENTS

■ がんばろう日本！信州元気宣言	2
■ サラダチャンネル住民アンケートの結果報告	3
■ 村づくり通信	4-5
■ 原村診療所に医師が派遣されました	6
■ くらしの情報	7-9
■ 行政情報	10-11
■ 保健・福祉の掲示板	12
■ くらしのガイド	13
■ はらむらとぴっくす	14-15
■ 7月24日に、テレビの地上アナログ放送が終了します！！	16

今年の夏は戸田の海へ! ~保養施設利用奨励補助金~

今年も戸田観光協会に加盟する宿泊施設を利用した住民の方へ、宿泊代の一部を補助します。

対象施設

静岡県沼津市戸田観光協会登録旅館 59軒

対象期間

7月～9月末

補助金の額

大人・小人 1泊2,000円

未就学児 1泊1,000円

※ただし、1人につき2泊分を限度とします。

手続き方法

戸田観光協会(☎0558-94-3115)で宿泊の予約が取れましたら、利用日の7日前までに

印鑑を持参のうえ、村づくり戦略推進室で補助金の申請をしてください。



原村結婚活動推進事業『原村マリッジサポートセンター』からのお知らせ

村内の独身者を結婚へと導くために、昨年7月「原村結婚活動推進協議会」が発足しました。

今後は、婚活をサポートする側の人材育成や、独身者自らが結婚に積極的に取り組めるようなセミナーイベントを開催しながら、結婚相談や出会いのきっかけづくりなどを推進します。

「HARA TRENDY CLUB」登録会員募集!

「HARA TRENDY CLUB」(ハラ・トレンドークラブ)は、

○原村に在住・在勤の「20歳以上の独身者」

○独身者をサポートする「マリッジソポーター」を募集します。

独身者とソポーターが一緒にさまざまなイベントやパーティを企画して楽しんでみませんか?

講演会やセミナーも開催予定です。

まずは、原村マリッジサポートセンターまたは、『原村結婚相談所』へお気軽にご相談ください。

※秘密は絶対に守ります。

入会費・年会費は無料

「ながの結婚マッチングシステム」7月稼働予定!!

ながの結婚マッチングシステムとは?

長野県が行う結婚支援事業で、「ながの結婚マッチングシステム」の利用団体間において、結婚を希望される方をデータベース化して検索、お見合いを行うことにより、出会いの機会をより多くつくることを目的として、設置・運用するシステムです。

原村も7月より、システム環境を整え、稼働する予定です。

結婚マッチングシステムを使って、出会いを拓げたい方は、「ハラ・トレンドークラブ」への加入が必要になります。

詳しくは、原村マリッジサポートセンターへお気軽に尋ねください。

村づくり通信

村づくり戦略推進室 村づくり係からのお知らせ

問い合わせ先・申請受付窓口
村づくり戦略推進室 村づくり係
電話: 79-7922 (直通) FAX: 79-5504
E-Mail: muradukuri@vill.hara.nagano.jp



結婚活動推進事業関係の
問い合わせ・相談はこちへ

●原村マリッジサポートセンター
(村づくり戦略推進室づくり係)

電話: 79-7922 (直通)
E-Mail: trendy-club@vill.hara.nagano.jp

●結婚相談所

毎月第一日曜日 午後1時～午後6時
場所: 原村保健センター
電話: 79-2111 (内線127) ※開設時のみ

『原村ふるさと寄附金』のご案内

~“ふるさと原村”にご協力をお願いします~

原村では、“ふるさとを応援したい” “ふるさとのために役に立ちたい”という皆さん思いを形にすることができる『原村ふるさと寄附金制度』を平成20年6月から実施しています。

応援していただけた方には、あらかじめ寄附金の使いみちを決めていただき、ご意向に沿って大切に活用させていただきます。生まれ育ったふるさと原村を応援したい、自分と関わりが深い原村に貢献したいという、あなたの想いをお待ちしております。皆さんの幅広いご協力をよろしくお願いします。

『原村ふるさと寄附金』の活用方法

- 1 自然環境の保全及び景観の維持・再生に関すること
- 2 産業振興、都市との交流等に関すること
- 3 健康と福祉向上に関すること
- 4 人づくり及び教育・文化に関すること
- 5 公民協働による村づくりに関すること

ご寄附をいただいた方に…

5,000円以上ご寄附いただいた方に
は、ささやかですが、村内の入浴施設「原
村レストハウス樅の木荘」及び「原村ふれ
あいセンターもみの湯」、どちらでも使用
できる日帰り入浴券2人分を進呈させて
いただいております。

皆様からいただいた寄附金は、「原村ふるさと寄附金基金」に積み立て、その後、皆様から選んでいた
いた事業に活用させていただきます。

■原村ふるさと寄附金の状況 寄附をいただいた皆様には、心より感謝申し上げます。

寄附金の使いみち	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
①自然環境の保全・活用	10件	140,000円	7件	563,000円	7件	68,000円
②産業振興、都市との交流	2件	35,000円	0件	0円	1件	400,000円
③健康と福祉向上	4件	80,000円	3件	85,000円	5件	160,000円
④人づくり及び教育・文化	5件	175,000円	2件	65,000円	4件	77,000円
⑤公民協働	1件	10,000円	0件	0円	1件	20,000円
⑥事業指定なし	16件	230,000円	6件	115,000円	6件	55,000円
	合計	670,000円	合計	828,000円	合計	780,000円

平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)に、ご寄附を頂いた方々

坂田 博正、野明 等、津金 良吉、清水 義英、添田 雅則、松下 祐三、岩井 みのる、宮坂 徹、長谷川 茂、中西 喬、他8名 (敬称略)

『原村ふるさと寄附金』の申し込み方法

電話、FAX、Eメール(左ページ参照)で役場村づくり係へ直接お申し込みください。お申し込みいただいた方に「寄附申込書」と「専用納付書」を郵送します。

《注意》「ふるさと寄附金」をかたった寄附の強要や詐欺行為には十分にご注意ください。

寄附をすると税の優遇制度が受けられます。

ふるさと寄附金のうち、5,000円を超える部分について、個人住民税所得割額から控除されます。(所得税は2,000円以上)

※税制上の優遇措置の詳細については、最寄の税務署または、役場住民財務課にお問い合わせください。

ふるさと「はらむら」を応援してくださる多くの皆さんへ・・・

ご親戚・お友達・知人の方々にこの制度を伝えていただき、賛同いただける方がいらっしゃいましたら、村づくり係までご連絡ください。ひとりでも多くの方に呼びかけていただき、『原村ふるさと寄附金』にご協力をお願いします。



乗って残す 乗って活かす 公共交通

通勤や通学、病院や温泉へは、原村公共交通「セロリン号」をご利用ください。